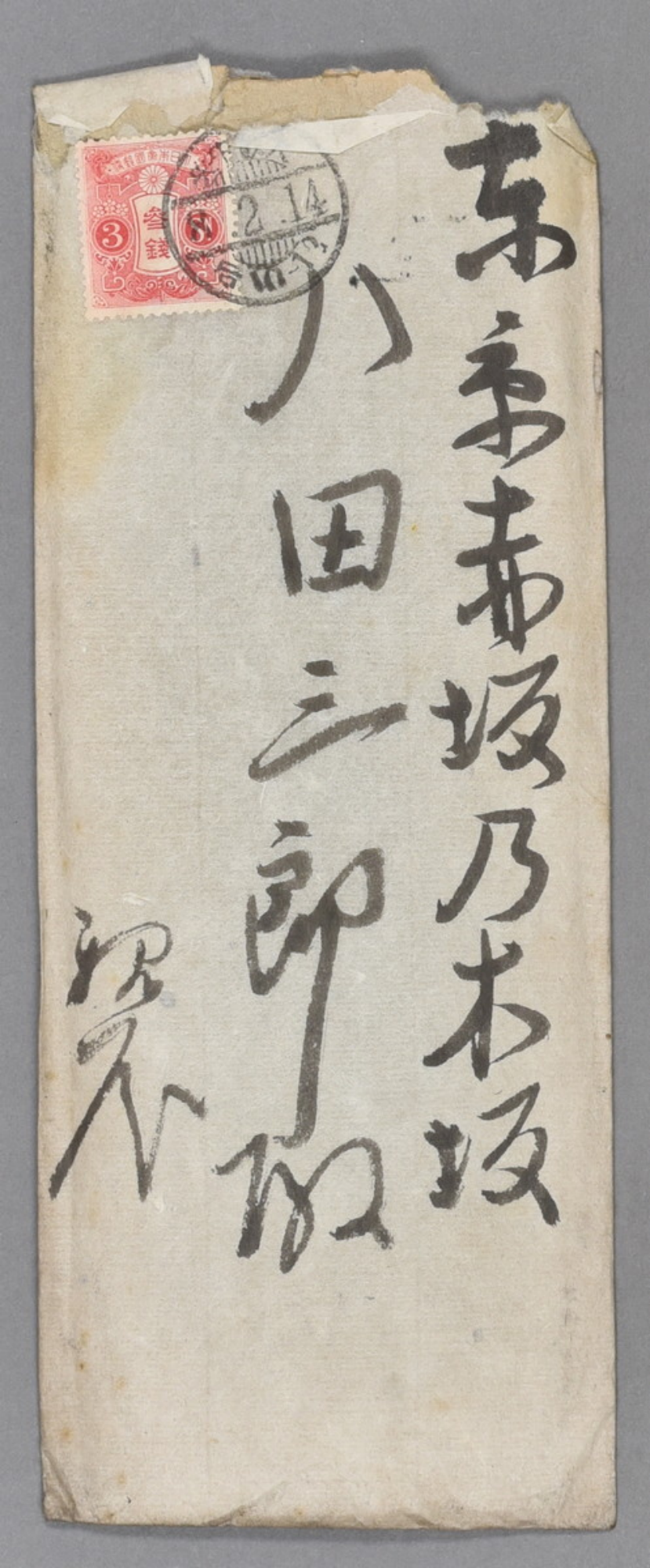

東京市麻布乃木坂
八田二郎殿
至不取

泰縣
甘 15
10-2

兵庫縣武庫郡
[illegible]
[illegible]
[illegible]

勝手の事も帰往を偉へた大
陸に於て三人物語会ひし

ゆきあるべし、即ち
上京を早め十二日朝
立さうし、同夜美濃
十時半京都に着
後藤から長州に勝手
十日長州に行くも
必ず用事有之
九日出京上京の所に
大久保出京仕
大久保出京仕
上ケ西人
会を取計ひ

ゆゆ國抱とゆゆ主ゆ
ゆゆ一けゆ西人ゆ見
合を取計ひるし
勝事いつしか高めは
直た結納をゆ見
鼎一の重要要に入
れしゆゆならん人生
形式的なるしに係し
業作りはゆ西人の意
思にあるゆるゆ
ゆゆ一生の初婚酌に
上月見を示し
お事明る松油にきひ
安油上ゆ去、次に人
の財産調を面に載み

時事明る和油をたき
安油上ら去、浄瑠璃人
の財を調を書に載み
ましなる物しめく
ゆきて人が百姓と
ますを安川に倫
物で自ら調新五十
といふに雑かなら構
わるしも安川も変
な人間にも、早元には
安直梅面詰する亜
まいすまう
二月十四日
山田屋
市ヶ瀬喜兵衛和子
嬢の兄事のもの二枚

八月廿

本ノ酒其ノ和子
嬢の足袋のもの二枚
羽織一枚ノ賜
一枚ノ事加藤郡司に
ハ子嬢のハ伊藤の
金ノ方ノ尺ノ内陸奥
のハ一枚ハ有さるし
伊ハ参遊ノ人金被
来ノ方ノ賜事
ハ伊藤ノ郡書に
ハ出ず
ハ直接ノ送被ノ方
ハ内密仕ル

No

[illegible]結婚[illegible]十月[illegible]
[illegible]貴殿之[illegible]
かの[illegible]中川[illegible]の[illegible]
[illegible]拒絶之由[illegible]の例の[illegible]信あり[illegible]夫れより[illegible]
[illegible]不平[illegible]と[illegible]方が尤も痛快を極めれ一時[illegible]
[illegible]ハ餘りに軟弱[illegible]歯痒き位[illegible]も[illegible]り[illegible]婦人の[illegible]
[illegible]の權を失ひ[illegible]も[illegible]
昨日[illegible]大[illegible]中[illegible]も[illegible]
[illegible]なれば[illegible]に[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]し

大正8年 月十三日

[illegible]人

[illegible]川

芦屋にて

鳥取先生

御侍史

二月十二日 東京

拝復 兼書再と有り難く奉存候
悲喜交々至りいまの渦巻 今や歓びの一点に帰趨を
見出して云ふべき言葉を知らず偏に先生の賜物なる
感謝致し 今迄文壇傍観者としての地位を持し来りし
小生の今や登場人物の一人たらんとして耶か歓びに伸ぶ
ほがらかしさ禁じ難く候 何卒先生の御同情に縋り恙なく
圓満を願しなんことを祈候
先は不取敢御礼まで
石来筆無拙一応敬白御侍史

茅原

二伸 「我等」改題書賞して頂戴致しとか
世間に反響の大なるを想ひしいもの加之御同慶の
至りに堪へず
此の上確乎不動の一大勝念に十余年来の経験を
訪ねて御覧下され度に我等と主義主張を
同じうする人に御渡し